

## 新規に求職者支援訓練を申請する際の留意点等について

### 1. 訓練の認定を受けるための主な要件について(※1)

#### □職業訓練の実績

申請する訓練と過去3年以内に実施した同期間、同時間程度の訓練実績が必要です。

なお、同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間が、申請する求職者支援訓練の7割以上あり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であることが必要です。

#### □業務運営体制の構築、責任者の配置

講師、施設責任者、就職支援責任者、苦情処理者、事務担当者(常駐)、キャリアコンサルティング(外部委託可(※2))を行う者の配置が必要です(一部兼任可能)。

#### □施設及び設備

教室(受講者1人当たり1.65㎡以上で全面禁煙)、事務室(教室と別の部屋として完全に分離され、同一または近隣(徒歩7分(560m))の建物内に整備されていること)、受講者が快適に受講できる設備(照明、空調・換気、トイレ(男女別)、洗面所等)が必要となります。なお、eラーニングコースで、すべての訓練実施日を通信の方法で行う場合は、施設及び設備の設定は不要です。

#### □民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修(※3)の受講等

申請時点で本研修を受講及び修了している方が所属していることが必須となります(ISO29993及びISO21001を取得している場合は、本研修を受講・修了していることと同等の扱いとなります)。

※1 詳細については、以下URLの「訓練科の申請について」に掲載されている「申請書の提出に当たっての留意事項」「カリキュラムの作成に当たっての留意事項」をご確認ください。

<https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html>

※2 キャリアコンサルティング担当者を外部委託する場合は、以下URLからキャリアコンサルタントを検索することが可能です。

<https://jobcard.mhlw.go.jp/carrerconsulting.html>

※3 厚生労働省が策定したガイドラインに基づき、受講者が職業訓練の運営のために必要な技能及び知識を習得することを目的として実施いたします。詳細については以下URLをご確認ください。

<http://www.langate.co.jp/sgl/>

□当支部においては、毎月、第二金曜日にオンライン等で制度概要等に関する説明会を開催しています。詳細については、以下URLの「求職者訓練の認定申請に係る説明会【参加申込受付中】」をご確認ください。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/chiba/kikan.html>

### 2. 事前相談について

□新規に開講を検討している教育訓練機関等の方からのご相談を随時受け付けております。

ご希望の場合は、当支部(043-422-7774)までご予約をお願いいたします。

### 3. 認定申請書の受付及び認定について

□提出する認定申請書については、以下URLの「訓練科の申請について」に掲載されている様式ファイルをダウンロードの上、作成してください。

<https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html>

- 認定申請書と併せて、コース案内(ハローワークで受講者を募集するためのチラシ)をご提出いただきます。なお、コース案内様式及び記載例は、以下 URL の「求職者支援訓練に係る認定申請」の「求職者支援訓練受講生募集案内(コース案内)様式」「コース案内記載例」に掲載されています。  
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/chiba/kikan.html>
- 認定申請受付期間(以下 URL の「求職者支援訓練に係る認定申請」の「開講スケジュール」に記載)内に認定申請書を当支部に、メール、郵送、来所のいずれかにてご提出ください(初めて認定申請書を提出される場合は、できる限り早めの来所、持参による提出をおすすめしています)。  
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/chiba/kikan.html>
- 記入漏れや添付書類の不足等があった場合、受理ができないことがありますので、提出前に再度ご確認ください。
- 当機構本部において審査の上、認定通知書が送付されます。なお、訓練で使用する教室・事務室設備等について、認定までの間に、当支部職員が訪問の上、確認させていただきます。
- その他、認定申請書の作成及び提出に関しては、以下URLの「求職者支援訓練実施機関募集」「認定申請書の作成・提出に当たっての留意点」もご参照ください。  
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/chiba/kikan.html>

#### 4. お問い合わせについて

- 認定申請書の作成・提出等に当たってご不明な点がございましたら、千葉支部求職者支援課(043-422-7774)までお問い合わせください。